

2026.5.28

# 孫にも相続の権利がある場合

Q

## セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

妻はすでに亡くなっており、子どもは長男と次男の2人です。長男は数年前に離婚しており、子ども（私にとっては孫）が2人います。ところが1カ月前、その長男が事故で亡くなってしまいました。

顧問税理士から、「将来、私が亡くなった場合には、その孫たちにも相続する権利がある」と聞いたのですが、本当でしょうか。

A

## キド先生からの回答

はい、お孫さんには相続する権利があります。

本来であれば、あなたの相続人となるのは長男と次男のお二人です。しかし、長男があなたより先に亡くなっているため、長男のお子さんであるお孫さん2人が、長男の相続権を引き継ぐことになります。

この制度を「代襲相続」といいます。

（代襲相続人の相続分）

民法第九百一条 第八百八十七条第二項又は第三項（代襲相続）の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

つまり、長男（直系尊属）が受け取る予定だった相続分を、お孫さん2人（直系卑属）が引き継ぎ、その割合を2人で均等に分けることになります。

## キド先生からのコメント

なお、長男の元奥様には相続権はありません。ただし、お孫さんには「代襲相続」の権利があります。特に会社経営をされている場合は、自社株や事業用資産など、分け方が難しい財産が含まれることも少なくありません。そのため、相続発生後に親族間で意見が分かれてしまうケースもあります。円満に相続を進めるためにも、あらかじめ遺言を作成しておくことをおすすめします。

